

平成29年度 さいたま市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る問題である」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめは、しない、させない、許さない、いじめに負けない児童を育てる」ため、「さいたま市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を示します。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を築きます。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 7 分かる授業、楽しい学習を通して、一人一人に充実感を味わわせます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
 - （1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
 - （2） 構成員：針ヶ谷小スクールサポートネットワーク協議会のメンバー
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
 - （3） 開催
 - ア 定例会 {安全対策会議（兼針ヶ谷小学校SSN）と兼ねて年2回開催}
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - （4） 内容
 - ア 基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、及び定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、及び意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 重大事態への対応

2 すずかけスマイル委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、副児童会長、児童会書記、各委員会委員長（代表委員会と兼ねる。）
- (3) 開催：各学期始めと学期末、計6回開催
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して ※年間指導計画に位置付ける。

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に向け、毎年第1回学校公開日に、全学級で友を思う心や生命を尊重する心をはぐくむ道徳の授業を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して ※特活の年間指導計画に位置付ける。

- 児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・6年生と大原中さわやか相談員による、「いのちの支え合い」を学ぶ授業実践
 - ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して ※年間指導計画に位置付ける。

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても自尊心から、自分から訴えようとはしない傾向があるため、いじめかなと気付いた児童が、いじめられている児童に代わって信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：6年生 7月(大原中さわやか相談員とT. T)

5年生 7月(養護教諭とT. T)

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生 2月

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

○学年での早期発見のポイント

- ・教室の扉は、できるだけ開放しておく。
- ・どの担任も、日常的に他学級に入るようにする。
- ・どの担任の指導にも従うようにさせる。または、どの担任も学年に指示を出すようにする。

○担任、専科指導の早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと。
- ・気づいた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察 : 一人一人の表情を確認しながら教師の呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授 業 中 : 教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、姿勢、表情、視線、忘れ物 等

(3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称するからかい(の様子が見られる)、ボール等皆で使った物の片付け役 等

- (4) 給食：班から机を離して食べる、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、貢物の禁止、お代りの決め方、食欲がない 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：要面談児童の把握。また、気になる児童と面談をする。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。※必要に応じて保護者面談を実施する。

3 毎月の「心の日」の実施

- (1) 毎月第2又は第3金曜の朝 8:30～8:45 を「心の日」として、内容項目を統一設定し全校一斉に「心のノート」を行う。

4 教育相談週間（日）と児童教育相談日の実施

- (1) 年1回、11月中旬に教育相談週間を設定する。
- (2) 8月を除く毎月1日、第2または第3水曜日放課後に保護者対象の教育相談日を設定する。またその日を、学校中のだれにでも相談できる日（＝児童教育相談日）とし、事前に相談相手と内容をリクエストしてもらい実施する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談主任を中心にスクールカウンセラー等との連携
 - ②大原中学校さわやか相談室との充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月の教育相談週間に合わせて、保護者アンケートを実施する。
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、保護者と面談を行う。面談した保護者について、学年・学校全体で情報共有する

6 地域からの情報収集

- (1) 安全対策会議：年2回実施する。（6月中旬・2月中旬に実施する）
- (2) 学校評議員会並びに学校関係者評価委員会：年2回実施する。
（6月上旬・2月上旬に実施する。）

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、組織的な対応の全体指揮を行うとともにいじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を集約し、構成員を招集する。
- 教務主任は、管理職の指示のもと情報の一部を集約する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行うとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、必要に応じて担任と連携し、事実の確認のため、情報収集を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行い、迅速に学年内の情報共有を行い、集約をする。その後、速やかに校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、問題の背景に教育相談的要因があれば大原中さわやか相談員等に連絡を取り、専門的な立場からの指導助言が得られるよう連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、発育測定記録や保健室来室状況を確認する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には。学校等に通報又は情報の提供を行う。

※安全対策会議の皆様お一人お一人のお考えをお伺いし、教職員と一緒に考え、上記に決定した。
その具体的根拠。

<保護者>

- ① 保護者は、いじめの疑いを認めた場合、学校に連絡し、情報を共有する。
- ② 保護者は、いじめについていじめる側か、いじめられているか、なぜそういうことをしたか話を聞くこと。いじめる側のとき、責めるのではなく、自分がそうされたらどう思うか。いじめられているのだったら一緒に悩む。いじめられていたら無理をしない。学校のさわやか相談室は、大事なところなので、積極的に相談にのってもらおう。
- ③ 保護者は、子どもと会話する時間を積極的にもつ。お父さんも夕食を一緒にとるように心がける。
(休日等)
- ④ 保護者は、子どもの交友関係を把握し、常に情報を集める。

- ⑤ 保護者は、子どもの話を顔を見て聞く。(目が泳いでないとか)
- ⑥ 保護者は、子どもと普段からいろいろ話し、すぐに異変を感じられるようにする。
- ⑦ 保護者は、学校に通知する。
- ⑧ 保護者は、子どもの様子を観察し、いじめを受けたり、いじめられたり、友達との関係で、異変を感じたら学校に報告する。

<地域>

- ① 地域は、児童の登下校時の様子をあいさつを通じて関心を持つ。
- ② 地域は、上記を実行したい。防犯ボランティアとしてベストを着ている時は十分に注意したいを思います。その他のときはなかなか声掛けもしにくいです。
- ③ 地域は、何かあったら、学校に報告する。
- ④ 地域は、下校時ふざけ合っている様子を見かけることがあります。悪質かどうかがとても難しいと思います。
- ⑤ 地域は、口うるさい「おじさん」「おばさん」になる事をおそれない。
- ⑥ 地域は、子どもに声掛け顔見知りになる。親とか教師には話せない事を聞き出せる？
- ⑦ 地域は、学校と事件・事故を共有する。下校時の学童の態度など注意を持って見守る。地域と情報交換を密にすることで防止に協力する。
- ⑧ 地域は、当事者の確認、ケンカ・ふざけの確認、声掛け、行為の禁止、程度を見て学校に報告する。
- ⑨ 地域は、本日の会議にていじめ防止対策について取組の現状を地域の各種会合に伝え情報の提供を得る。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 3日間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会（臨時部会）で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・4月の職員会議で実施（教頭）
- （2）取組評価アンケートの実施、結果の検証：
 - ・・・アンケートは6月、11月、2月に実施（生徒指導主任）
 - ・・・結果の検証は毎学期末月例生徒指導委員会で検証（生徒指導主任）

2 校内研修

- （1）「わかる授業を進めること」・・・（4月）第2回校内研修日及び年間を通して
(研修主任)
- （2）児童理解研修会・・・（5月）もっともいじめを受けやすい特別支援教育関係児童
(特別支援教育コーディネーター)
- （3）生徒指導・教育相談に係る研修・・・夏季休業中（生徒指導主任）（教育相談主任）
- （4）情報モラル研修・・・夏季休業中（情報教委主任）

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：各学期とする。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月、11月、2月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、2月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：夏季休業中とする。